

## 入札条件

本業務は最低制限価格を設定しています。

最低制限価格（税抜）は、次のように設定する。

予定価格の基礎とした設計書等に次の（イ）～（ト）に示す業種区分により算出した額の合計額とする。ただし、その合計が、設計金額（税抜）の10分の6（地質調査業務あつては3分の2）に満たない場合にあっては、10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）とする。

|     | 業種区分             | ①                      | ②                    | ③                       | ④                      |
|-----|------------------|------------------------|----------------------|-------------------------|------------------------|
| （イ） | 測量業務             | 直接測量費の額                | 測量調査費の額              | 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額      | —                      |
| （ロ） | 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額                | 特別経費の額               | 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額   | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額     |
| （ハ） | 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額                | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額    | 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額  |
| （ニ） | 地質調査業務（磁気探査も含む）  | 直接調査費の額                | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額     |
| （ホ） | 補償関係コンサルタント業務    | 直接人件費の額                | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額    | 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額  |
| （ヘ） | 現場技術業務           | 直接人件費の額                | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額    | 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額  |
| （ト） | 建設関連維持管理業務       | 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 | 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 | 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額    | 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額 |

※最低制限価格（税抜）の算定において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。